

● 少額投資非課税制度（NISA）について（個人所得税）

前号の通り、上場株式や株式投資信託等の配当金・売買益等の軽減税率が平成 25 年末で廃止されるのに合わせ、少額投資非課税制度（NISA：Nippon Individual Saving Account：ニーサ）が導入されます。NISA のポイントは、以下の通りとなっています。

区分	内容	ポイント
対象者	日本国内に居住している 20 歳以上の者	投資年の 1 月 1 日現在
非課税対象	上場株式や株式投資信託等の 配当金・売買益等	平成 26 年以降に適用される 20% の税金が非課税となります
口座開設	一人 1 口座	一定期間は別の証券会社に NISA 口座を開設できません。 なお、特定口座は継続して取引可能です。
非課税投資額	年間 100 万円まで	購入時の投資金額であり、一度売却した部分の投資枠を再利用することはできません。 また、非課税枠を翌年以降に繰越すことはできません。
非課税期間	最長 5 年間	投資年を含めて 5 年間です。期間終了後、新たな年分の非課税枠へ移行可能です。
口座開設期間	10 年間	2014 年～2023 年

所得税は復興特別税が加算されるため、20.42% となります。

NISA は配当金・売買益等が非課税となる大きなメリットがありますが、反面、売買損失を他の口座（特定口座・一般口座）と損益通算することができず、また損失の繰越控除もできなというデメリットがあります。

平成 25 年 1 月以降に支払う給与・報酬等から、源泉所得税の金額が変更されています。

税務カレンダー

	内容	備考
9 月	-	
10 月	個人住民税納付（第 3 期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【夏季休業のお知らせ】

8 月 12 日（月）～ 15（木）は、夏季休業させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。